

憲法の概念と立憲主義

憲法と立憲主義の関係には様々な説明の仕方があるが、私たちの生活実感に即せば「張り紙」に例えることができる。例えば小学校や中学校の廊下には「廊下は走らない」という張り紙がしてあるものだが、学校という場所では廊下を走る子どもが多く、走ると転倒などの危険があるためである。もっとも、どういうことで失敗しやすいかは団体によって異なり、大人が構成する団体では「廊下は走らない」という張り紙はなされない。

国家という団体についても、間違いやすい傾向、失敗は様々ある。立憲主義という構想の前提には、無謀な戦争、人権の侵害、そして独裁という大きく3つの失敗が経験的事実として存在する。

まず、人権侵害には、ダメージを受ける人が当該社会の中でごく一部であり、社会の多数派の考え方に任せると歯止めがかからないという性質がある。森友学園問題における籠池氏の証人喚問は、少数の人が巨大なダメージを被りかねない事例であった。森友学園問題のような事案の解明のためには、関係者の証人喚問を含むさまざまな調査が必要であるということは衆目一致するところであるが、籠池氏は「首相を侮辱したので懲罰として行う」という、脅しのような物言いで証人喚問の場に引きずり出された。もっとも、籠池氏には弁護士の支援などがあったことで苛烈な人権侵害にまでは至らなかったが、「侮辱したから証人喚問」などというような横暴は、人権の保障という観点からは容認することはできない。

次に独裁である。独裁という国家権力の失敗の典型例としてはナチス・ドイツが挙げられる。ナチ党のヒトラーは大統領と首相を兼ねる総統という地位に就き、三権を独占した。さらに、三権だけでなく地方自治にも介入し、気に入らない州政府は緊急事態条項を使って解散させた。しかしながら人間の能力は限られているため、独裁者の一つの間違いが集団全体を破壊に導くことになる。

こうした歴史的経緯を踏まえて、憲法を作って過去の国家権力の失敗を繰り返さないようにしようという考え方

第38回定期総会記念講演要旨
憲法と立憲主義をどう使うか？
～権利としての社会保障を守るために～

が生まれた。これを立憲主義と呼ぶ。日本国憲法にも軍勢力をコントロールするための憲法9条含む第2章、人権を保障するための憲法第3章、独裁を防ぐための憲法第4章以下の三権分立と地方自治が盛り込まれている。

憲法に「賞味期限」はあるか

今年は日本国憲法施行70年の節目を迎える。最近では、70年も経ったのでそろそろ変えるべきだ、とする「憲法の賞味期限70年理論」が主張されている。確かに70年という歳月は長い、世界を見渡せば、70年を超えて使われている憲法は少なくない。フランス人権宣言は1789年に制定されたものであるが、現在でもフランスの憲法典の一部である。大部分が18世紀に制定されたアメリカ合衆国憲法も今なお使われている。

立憲主義の歴史を踏まえれば、憲法に盛り込むべき規定は19世紀から20世紀半ばほどに固まったと言われている。アメリカ合衆国憲法には、当初は人権規定が無く、また、人権規定の中に何を盛り込むべきかが分かっていなかった。現在でも合衆国憲法は社会保障に関する条文が貧弱と言われている。その点では、立憲主義的な憲法に必要なものがわかってきた時期に成立した日本国憲法には25条（生存権）があり、アメリカの人権条項に比べればかなり充実した条項をもっている。したがって、18世紀、19世紀の前半にできた憲法典に比べれば、立憲主義の観点からみたときに完成度が高く、改正の必要性

は少ないといえる。また、憲法は国家権力への歯止めであるので、普通の多数決では改正できないようにしておくことが一般的であるが、国によって改憲手続きの厳しさは異なる。かなり厳しいと言われている日本国憲法は衆参両院3分の2の賛成を得た上で国民投票で賛成をとらなくてはならない。一方、ドイツやフランスは日本に比べれば改憲手続きは容易である。

日本国憲法の改正手続きは難しすぎるのかという点についても検討が必要だ。改憲手続きが難しくなればなるほ

ど、憲法に定める事柄は少なくなり、法律事項が増える傾向が指摘できる。ドイツやフランスは憲法で決めている事柄が多いため、比較的簡単に憲法改正ができる。日本の場合は非常に重要な原理・原則のみが憲法に定められており、細かい事項は別途法律に定められるので、その分改憲手続きは難しい。憲法審査会での議論を見ても、だいたいのことは現行憲法で実現できることが分かる。例えば新しい権利（教育無償化、環境権など）を実現しようという場合には、その権利を保障する法律を作り、予算をつければ実現できる。以上の理由から、日本においては憲法改正の必要は無く、改正は行われてこなかった。

「権利の実現」の難しさ

憲法施行10周年毎に出される首相談話では「憲法が定める三大原理は広く定着している」と毎回確認されており、国民の間にも憲法の基本原則が浸透していることは否定できない。しかし、個別具体的な現場において憲法をきちんと使えているかという点では困難がある。

日本国内の現状として、PTAの強制加入問題と組体操問題について触れたい。

PTAは法的に強制加入の団体ではないにもかかわらず、強制的に加入させる事例が非常に多い。中には重い持病があるという事情から役員を断らなければならない人に、診断書を全員の前で読み上げることを強制するという人権侵害を行うPTAもある。さらに、PTAから脱会すると、子どもをPTAが始めるケースがある。

憲法21条「結社の自由」は、団体を作る自由とともに団体に加入しない自由も保障している。この場合は結社しない自由を侵害しているので、加入を強制した場合は法的に無効であるといえる。また、PTAに学校が名簿を流すことは個人情報の第三者提供であるし、非加入者の子どもを排除することはいじめである。2013年に朝日新聞紙上で以上の問題について訴えたところ、大きな反響を生んだ。この日の朝日新聞を切り抜いて学校長やPTA会長に送付する保護者が続出したという。これ以降、PTAは任意加入であるというこ

とが広まり、最近では脱会する、非加入を選ぶことが可能になってきているようだ。

現状の課題としては、PTAから脱会した際の排除の問題が挙げられる。例えば、脱会者の子どもにプレゼントをあげないという事例について、いじめ防止対策推進法に基づいて対応する場合、保護者達による排除の問題をカバーすることは難しい。しかし、特定

の子どもには与えられないプレゼントをほかの子どもたちが貰うことが特定の子どもの対するいじめであると捉えれば、いじめの概念に包摂できる。人権の大切さは誰も認めるところであるが、こうした具体的な場面においては人権侵害が平然と行われてしまう。

次に組体操の問題について考えてみたい。学校で子どもたちが安全に過ごす権利は憲法および法律で保障されているはずだ。名古屋大学の内田良准教授は、2014年5月に組体操の停止を緊急提言している。組体操は事故数が多く、深刻な事故の割合が非常に多い。組体操事故で学校が損害賠償責任を問われたケースの中では転落して骨折したというケースが多いが、裁判では事故に際して学校が講じていた安全措置が問題となる。厚労省から出されている工事現場での安全管理基準では、2メートル以上の高所作業の場合は必ず手すりや命綱で安全対策を講じなければならないとされているが、子どもが行う手すり・命綱なしの組体操は大事な演目になってしまう。これは学校で安全に過ごす権利を侵害していると訴えていたところ、広島県教育委員会が作った道徳教材がインターネット上で話題となっていた。

小学6年生の主人公つよし君は、運動会のピラミッドの練習中、下にいたわたる君がバランスを崩し転落、骨折。「一番つらいのはわたる君。彼を許してあげよう」とつよし君に母親が言い聞かせるという内容だ。ここでは「事故の原因はわたる君」とされているが、本来の事故の原因は、少しバランスを崩した程度で骨折者が出る競技を行わせる学校側の安全体制にあったはずである。このような道徳教育を行うくらいであれば、学校には安全配慮義務があり、子どもたちは学校で安全に過ごす権利があることを教えるべきだ。こうした記事を書いたところ、当該の教材は広島県教委のホームページから削除されたが、広島県教委は



講師の木村草太氏



一般市民も多数参加した記念講演

削除の理由として「教材について誤解を生む記事が出回っているため」と説明している。これは日頃から人権教育を行っている教育委員会であっても、子どもたちが学校で安全に過ごす権利があることを自覚できないことを示している。

社会保障を後退させないために

社会保障の中では憲法24条、25条、26条の3つがとりわけ重要な役割を果たすと考えられる。24条では「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦は同等の権利を有することを基本として相互の協力により維持されなければならない」とされている。この規定は「同性婚を禁じた規定」と読まれることが多いが、それは大きな間違いである。この条文で「同性婚を禁じる」とわざわざ読むことは、同性愛者に対する社会保障を後退させる可能性がある。24条では異性婚カップルにおける当事者の意思の尊重と男女の平等について書かれているに過ぎず、同性カップルの婚姻の可否について書かれた条文ということにはならない。にもかかわらず、同性婚を禁止する規定として24条を読むことは同性愛者に対する社会保障を著しく後退させるため、そのように読まないよう注意なくてはならない。

次に憲法25条について考えたい。読売新聞の原昌平記者は、2010年以降、生存権が実現できず起きてしまった事故について、行政の対応のどこに問題があったかを分析している。2014年9月24日、家賃滞納で県営住宅から住宅明け渡しが強制執行される日に、母親が中学2年生の娘を殺す事件が発生した。このケースでは、母親の収入が非常に低く、賃料の減額措置が可能な状況であったにもかかわらず、市はそれを説明していなかった。また、生活保護を受給できる体制も整っていなかった。原記者は、こうした行政の対応には条例違反や生活保護法違反があったのではないかと指摘する。生存権を実現するための生活保護法で困窮している人を100%捕捉できていれば、このようなケースは防げるはずである。多くの新聞報道では感傷的な記事になりがちであるが、このような事件を無くしていくためには原記者のように法的指摘を行うことが重要だ。

憲法の豊かな解釈で

社会保障の拡張を

都市部では保育園不足が深刻な社会問題となっているが、日本においては「保育園に子どもを預かってもらう権

利」は権利として扱われてはいない。一方ドイツで、保育園に子どもを預かってもらうことは親の権利であるという点で参考になる裁判例が現れた。

ドイツでは、法律で十分な数の保育所を確保する義務が州政府に課せられている。原告は、居住する州政府が十分な保育所を確保しなかったために復職できず、得られるはずの所得を失ったと主張して、州政府に対して損害賠償を請求した。一審は請求を認容したが、州高等裁判所は財政上やむを得なかったとして請求を棄却。原告の上告を受けた連邦最高裁は「財政上難しいという理由では、州政府の保育所設置義務は免除されない」として、事件を州高等裁判所に差し戻した。ここでは「原告が保育所を利用できなかったこと」が行政側に過失があったことの一応の証拠となった。無過失で州政府の責任を免除するためには「財政上の理由」だけでなく、綿密な計画に基づいて保育所を設置したにもかかわらず、不測の事態（ほかの地域で災害が起き、被災者が流入した）が生じたなど、被害が予測不可能であったことが証明されなければならないのである。子どもを育てなければならないにもか

かわらず、保育所が預かってくれない場合は、憲法27条が保障する「勤労する権利」を実現できない状況であるといえる。市町村に保育所等の設置義務があることは現行法（児童福祉法24条1項）からも読み取ることができる。憲法27条でも、保育所で子どもを預かってもらう権利を含めることができると解釈することは可能である。したがって、日本においても前述のドイツでの訴訟と同じ訴訟が起こせるのではないかと思われる。今ある憲法条項を豊かな解釈をすることによって社会保障を拡張できる可能性があるという点で、ドイツの裁判例は示唆的だ。

まとめ

PTAや組体操の問題からも明らかにように、個別具体的な場面で権利を実現することは理念が受け入れられることとはまた別の難しさがあるが、憲法は使わなくては意味が無い。私達の生活においては、憲法の条項によって社会保障を阻害しない、書いてあることは実現する、場合によっては従来の解釈を広げて社会保障を拡張するきっかけとする、といった使い方をすることが求められる。

文責：長野県保険医協会事務局

庶民感覚からの野党勢力への素朴な疑問

私はこの頃気付いたことがあります。労働組合の論理と私や多分一般国民の意識との間のずれです。野党のキャッチフレーズとして「働く者のため」という言い方がよくされますが、私は経営者で図式的には労働者の敵となります。世の中、敵と味方に分かれては良いことないです。さらに、私は朝から晩まで身を粉にして働いていますが、その図式から行くと私は「労働者」ではないことになります。あれれっ！となります。これは大企業のCEOでも同じで日本国においては主たる野党には原理的に投票できないことになります。

待遇改善や職場環境の改善を求めて労働組合運動をする事は大切であり、無論合法であります。これを政治の第一義に位置付けると、其処からは未来が見えて来ない。天下を取ったら、極論かもしれませんが、ブルジョアを粛清するという様な殺伐としたものが見え隠れします。われわれは労働組合の論理はまあそのぐらいに置いておいて、視点をもっと大きく、「人」と「人を縛るもの」、「下々」と「長いもの」(決して「人」を意味しない)という対立図式でその折

り合いをどうするかという視点で、現在そして未来に関わってゆくというのはどうでしょうか。

先の保険医協会総会で憲法学者の木村草太氏(首都大学東京教授)が述べたように、日本には優れた日本国憲法があるのだから、良い立憲主義を政治の目標にすれば良いのではないだろうか。それは基本的人権の保障と権力の分立、そして軍事力のコントロールの三つを正しく現実化するべく、国民一人一人がたゆまぬ努力をすることにほかならない。そして、それが政治の選択につながる。

個人が一番大切です。都会で行き交う見知らぬ人も、一人ひとり個別の尊い人生を生きています。ですから、世の中には無数と言ってよい多種多様な個別の人生があり、人々はその人生を抱えて生きている。私が医者として接する施設の障害者も日々関わる患者も同じです。

しかし、個人は大切とは言っても、それを「縛るもの」、「長いもの」も実は大切です。一人ひとり人間社会の一員ですから。

ということは、「縛るもの、長いも

の」である、法律や国の制度、地方自治体の条例、地域の規則や会の規約なども、個人の人生の利益を最大限に尊重したいという視点です。大雑把に別の言い方をすれば、「国や自治体(官僚組織)」対「個人」、「法人特に巨大法人」対「個人」などという図式の中で、それらが基本的に個人の為にあるべきだという視点が大切ではないでしょうか。人を敵にするのではなく、冷静に法律や制度の改正や修正の地道な努力をすればいいのではないのでしょうか。それら「長いもの」を個人(国民)に利するものにしてゆく運動の一環として保険医協会もあると考えたいと思いましたし、良い政治の目的も実はそこにあると思います。この図式なら人と人との憎しみ合う事(階級闘争)にはならず、夢のある未来が描けると思うのです。

わが元の気クリニックは一人医療法人ですが、この規模の法人を10～20集めたら、その法人税の合計が天下の三井住友の



執筆者の野口副会長

法人税と同じなんておかしいです。巨大法人を優遇し過ぎる税制度、法律が其処にあると考えられます。

労働者と資本家という対立構造を核とする思想が野党に蔓延している限り(一部を除き蔓延しているように私には見えます)、一見どんなに国民の為にいいマニフェストを掲げて、野党は大きくなれません。日本の今の野党は与党と対立すればするほど、与党に支持者を集めています。白紙投票者(棄権を含む)を増やすことで与党の応援団になっているとも言えるのではないかと。つまり、今の野党は自民党に代わる勢力になるどころか、自民党の推力エンジンになってしまっていると思います。

今の与党は「長いもの」が「下々」から巻き上げ「下々」を虐げ縛るのに加担し、一方、「長いもの」の勝手・横暴を許し、「長いもの」を甘やかし、「長いもの」にメスを入れるどころか過度に優遇する政治をやっていますので、野党はその対立軸として「下々」の「福利厚生」を政策として純粋に掲げて闘えば絶対勝てます。労働組合の論理を前に出して来たら負けるに決まっています。日本の不幸はその政治的不幸に関して野党も共犯者であるという所にあると思わざるを得ないのです。

(長野県保険医協会副会長 野口修)